

兵庫県院内コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 県は、兵庫県臓器移植コーディネーター（以下「県コーディネーター」という。）との緊密な連携のもと、院内の医療従事者に対する臓器移植の普及啓発の推進と、臓器提供の意思が迅速に県コーディネーター等関係機関に伝達される体制の整備を図るため、県内の臓器提供可能な施設内に院内コーディネーターを置く。

(配置)

第2条 臓器提供可能な施設の長からの推薦に基づき、知事が院内コーディネーターを委嘱する。

2 委嘱する院内コーディネーターの数は、臓器提供可能な施設毎に2名以上とする。なお、代表の院内コーディネーター1名は医師とする。

(業務)

第3条 院内コーディネーターは次の業務を行う。なお、院内コーディネーターは臓器移植に関する法律第12条に規定する業として臓器のあっせんを行う者ではない。

(1) 日常業務

- ①院内の医療従事者への臓器移植に関する普及啓発
- ②県の臓器移植に関する研修会出席等による県コーディネーターとの情報交換
- ③院内研修会等の企画調整
- ④その他臓器移植に関する環境の整備及び充実

(2) 院内での臓器提供希望者発生時

- ①関係部署と連携し、県コーディネーター等の関係機関への連絡
- ②関係部署と連絡調整を行い、県コーディネーター等から患者、家族への対応が円滑に行われるよう支援

(推薦及び委嘱)

第4条 臓器提供可能な施設の長は、院内コーディネーターの委嘱を受けようとするときは、院内コーディネーター推薦書により知事に推薦する。

2 知事は、前項の推薦があったときは委嘱の適否を審査し、その結果を臓器提供施設の長に通知するとともに、委嘱された者に対し委嘱状を交付する。

(届出)

第5条 臓器提供可能な施設の長は、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に委嘱状を添えて届け出なければならない。

(1) 院内コーディネーターが退職したとき

- (2) 院内コーディネーターとしての業務を行うことができない事由が生じたとき
- (3) 氏名その他委嘱状に記載した事項に変更があったとき

2 前項(1)(2)に該当するときは、あわせて後任者を院内コーディネーター推薦書により推薦する。

(委嘱の取消)

第6条 知事は、院内コーディネーターが次のいずれかに該当すると認められるときは、院内コーディネーターの委嘱を取り消すことができる。

- (1) 院内コーディネーターとして委嘱しておくことが適当でない場合
- (2) 院内コーディネーターの業務状況が、院内コーディネーターとしての適性を欠くとき又は、その役割を果たしていない場合
- (3) 院内コーディネーター推薦書の記載事項に虚偽があった場合
- (4) その他この要綱に定める院内コーディネーターとしての業務を行うことができない場合

2 知事は前項の規定によるコーディネーターの委嘱の取消しをしたときは、臓器提供施設の長に通知するものとする。

3 院内コーディネーターは、第1項の規定による委嘱の取消しを受けたときは、速やかに知事に委嘱状を返還するものとする。

(任用期間)

第7条 任用期間は2年以内とし、かつ任用された日の属する年度の翌年度末日をもって終了する。但し再任を妨げない。

2 任用期間中に院内コーディネーターの任が解かれた場合、臓器提供可能な施設の長は速やかに後任者の推薦を行い、その任用期間は前任者の残存期間とする。

(業務に関する秘密)

第8条 院内コーディネーターは、業務を行う上で知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は平成18年1月16日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。